

(様式 5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準（申請に対する処分関係）

		資料番号	25	担当課	林業政策課
法令名	林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行令	根拠条項	1-2	許認可等の内容	林業経営改善計画の変更の認定
林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行令（昭和54年6月30日 政令205号）					
1. 根拠規定					
令第1条第1項					
林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（以下「法」という。）第3条第1項の認定を受けた者は、当該認定に係る林業経営改善計画について変更（農林水産大臣の定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、都道府県知事の認定を受けなければならない。					
令第1条第2項					
都道府県知事は、前項の認定の申請があつた場合において、当該変更に係る事項が法第3条第3項各号の要件を満たす場合に限り、前項の認定をするものとする。					
2. 審査基準					
法第3条第3項					
都道府県知事は、第1項の認定の申請があつたときは、その申請に係る事項が次の各号の要件を満たす場合に限り、同項の認定をするものとする。					
1 林業経営改善計画が基本構想に照らし適切なものであること。					
2 林業経営改善計画が適正に作成されており、かつ、申請者がこれを達成する見込みが確実であること。					
3 申請者が林業経営改善計画を達成するためには、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項第1号若しくは第2号又は第9条第1項に規定する（株式会社日本政策金融公庫の）資金の貸付けを受けることが必要であること。					
法第3条第4項					
前三項に規定するもののほか、林業経営改善計画の認定及びその取消しに関し必要な事項は、政令で定める。					
○林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の施行について （昭和54年8月23日 54林野企第82号農林水産事務次官依命通知）					

(様式 5)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

第3 林業経営改善計画

3 林業経営改善計画の認定

林業経営改善計画の認定基準は、法第3条第3項に規定されているが、都道府県知事は、認定に際しては、特に次の事項に留意するとともに、認定の迅速化（1か月以内）に努めるものとする。

- (1) 林業経営改善計画に記載された2の(4)のイの(i)から(オ)までの目標が、いずれをとっても都道府県の基本構想で定める「林業経営の類型ごとの指標」と同水準以上であることが望ましい。
- (2) 林業経営の改善に関する目標の達成が、林業経営の現状、経営規模、生産方式等の計画に掲げられた各事項間との整合性、林業労働力の調達の実現性等からみて確実であると見込まれること。
- (3) 森林法（昭和26年法律第249号）第5条の地域森林計画に即したものであること。
- (4) 伐採、造林等の林業生産活動及び林道、作業道等の生産基盤の整備が適正かつ合理的に計画されていること。
- (5) 所要資金の額及び調達方法が林業経営の改善を確実に遂行するために適切なものであること。

4 林業経営改善計画の変更及び取消し

- (1) 3の認定に係る林業経営改善計画を変更しようとするときは、軽微な変更を除き、都道府県知事の認定を受けることとされた。（林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行令（昭和54年政令第205号。以下「令」という。）第1条第1項）
令第1条第1項の農林水産大臣の定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。
 - ア 林業経営の改善に関する目標の変更
 - イ 第5の1に規定する林業基盤整備資金、第6の2の(1)に規定する森林整備活性化資金又は第7の3に規定する木材産業等高度化推進資金を利用して行う事業に係る事業費総額の3割以上の変更
 - ウ 第5の1に規定する林業経営育成資金によって取得する森林の変更（第5の4に規定する林業経営育成資金の特例を受けようとする場合に限る。）
- (2) 都道府県知事は、林業経営改善計画の変更の認定の申請を受けた場合には、当該変更に係る事項が法第3条第3項各号の要件を満たしているかどうかを審査するほか、3の(1)から(5)までに掲げる事項に留意して、認定するものとする。